

一般財団法人 富山県産業創造センター
(高岡テクノドーム)

利用料金の請求に係る消費税の考え方について

日頃より当館をご利用いただき厚くお礼申しあげます。

さて、ご周知のとおり、消費税法の改正により、令和元年（2019年）10月1日から消費税率が10%となることが予定されております。

それに伴い、当館においても令和元年10月1日からのご利用について、新税率（10%）を適用いたします。また、ご利用料金の一部を前払いいただいている場合には、精算時において、新税率との差額を請求させていただきます。

なお、新たな使用料金につきましては、現在準備中ですので日を追ってご案内させていただきます。

当館は、今後とも施設の良好な管理及び経費の節減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。